

平成31年度桃原用昇奨学給付金奨学生募集要項

1 奨学生の資格

- (1) 本市に3年以上引き続き住所を有する者の子弟又は本市にある高等学校を卒業した者で、国内外の大学に在学している者
※ 平成31年度中に入学予定の者を含む（申請時において合格通知の有無は問いません）。
- (2) 修学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者
- (3) 石垣市奨学貸付金又は桃原用昇奨学貸付金の貸付を受けていない者
- (4) 石垣市奨学給付金又は桃原用昇奨学給付金の給付決定を受けたことがない者
- (5) 他機関から給付型奨学金の交付を受けていない者

2 奨学給付金の申請の際に必要な提出書類

- (1) 桃原用昇奨学給付金給付申請書（様式第1号）
- (2) 桃原用昇奨学給付金志望理由書（様式第2号） ※ 1,200字以内の作文
- (3) 桃原用昇奨学給付金奨学生推薦書（様式第3号）
※ H30年度入学者若しくはH31年度入学予定者については、出身高等学校等のもの
- (4) 学業成績証明書
※ H30年度入学者若しくはH31年度入学予定者については、出身高等学校等のもの
- (5) 在学証明書 ※ H31年度入学予定者については、入学後に提出
- (6) 住民票謄本 ※ 家族及び本人のもの
- (7) 保護者の所得証明書・資産証明書・印鑑登録証明書・義務履行証明書
- (8) 収入のある世帯員分の所得証明書
※ 所得証明書及び資産証明書については、石垣市役所税務課で発行しています。
※ 義務履行証明書は、石垣市役所納税課で証明（完納確認印）をもらってください。

3 桃原用昇奨学給付金志望理由書について

桃原用昇奨学給付金を志望する理由及びあなたの将来の自立目標とその理由を自由に記述してください。

- ・文字数：1,200字以内（用紙3枚以内）
- ・必ず自書のうえ、鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。
- ・題名は記載せず、1行目から書き出してください。
- ・必ず所定の様式を使用してください。

4 受付期間・受付場所

平成30年11月1日（木）～11月22日（木）8:30～17:15（12:00～13:00を除く）

※ 土曜日・日曜日・祝日を除く。

〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町16-6 石垣市教育委員会2階（総務課）

☎ 0980-87-5077

5 審査基準

- (1) 学業成績（評定平均値 4.0 以上）
- (2) 家計状況（1 年間の総所得金額が、石垣市の定める所得基準額以下であること）
※ 提出された『収入のある世帯員分の所得証明書』を基に審査します。
- (3) 志望理由（1,200 字以内の作文）
- (4) 人物評価など

6 奨学給付金の額 月額 50,000 円

7 給付期間

奨学給付金を受けるに至った月から、その国内外の大学の正規の修学期間とする。

※ 学業成績不振（留年）を理由に給付期間の延長はできません。

8 募集人数 1 名

9 石垣市奨学貸付金・石垣市奨学給付金との併願について

石垣市奨学貸付金及び石垣市奨学給付金との併願も可能です（貸付と給付の両方の奨学生となることは出来ません）。併願される場合に他方においては、以下の提出書類についてはコピーの提出で構いません。

- (1) 在学証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 保護者の所得証明書・資産証明書・印鑑登録証明書・義務履行証明書
- (4) 収入のある世帯員分の所得証明書

石垣市教育委員会 総務課

電話：0980-87-5077

FAX：0980-82-0294

E-mail：kyouiku@city.ishigaki.okinawa.jp